

ふれあい福祉センター

小学6年生までの児童がいる方は、 児童手当の手続きを！

子どもの健全な育成のため、児童手当制度が実施されています。

平成18年4月の制度改正により、支給対象年齢がこれまでの「小学3年生まで」から「小学6年生まで」に拡大され、併せて、所得制限が引き上げになっています。

新たに児童手当を受けられる方は、市役所窓口で認定請求の手続きが必要になります。

◆支給要件

小学校第6学年修了前のお子さんを養育している方で、所得が限度額未満であること（左表参照）。

所得限度額一覧表（平成18年4月から適用）

扶養親族の人数	国民年金加入者・年金未加入者	厚生年金等加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

○平成17年中の所得から、8万円（法定控除）と各種控除額（医療費、障害者、寡婦など）を差し引いた後の額が、表の限度額未満であること。
※給与収入の場合の所得とは、給与所得控除後の金額です。

◆支給額（月額）

1人目・2人目 5000円
3人目以降 1万円

◆支給時期

毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分までが支払われます。

◆必要な手続き

新たに児童手当を受けられる方は、新規申請が必要です。また、現在手当を受けている方で、小学5年生ま

たは小学6年生の児童がいる方は、額改定認定請求の手続きが必要となります。

◆制度改正に伴う手続きの期限

9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

●9月30日は、閉庁日のため、9月29日（金）までに手続きをしてください。

●制度改正に伴わない申請については、申請の翌月からの支給になります。平成18年度の申請は5月31日（水）までに手続きをしてください。6月以降も手続きできますが、支給の開始は、申請の翌月からになりますのでご注意ください。

●就職（厚生年金への加入）や修正申告などによって手当の対象になる場合があります。その際は速やかに手続きしてください。

●特例給付を受けている方（国民年金加入者の限度額以上で厚生年金等加入者の限度額未満の方）は、退職などで厚生年金等の加入者でなくなつたときは手当の受給資格もなくなりますので、必ず届け出てください。届け出が遅れますと、手当を返納していただくこととなりますのでご注意ください。

6月は現況届の手続きを

現在、児童手当を受給中の方は、6月に更新の手続き（現況届）があります。後日、個別にお知らせしますが、6月中に通知が届かない場合は、お問い合わせください。
子育て支援課 ☎209

いきいきやしお写真館

市内各小・中学校で入学式を挙行



4月10日、市内の小学校、中学校で入学式が行われました。今年の新小学1年生は、全10校で合計758人、新中学1年生は、全5校で合計724人が、それぞれ期待を胸に新たな学校生活を迎えました。

シニアパワー！「やしお元気ネット」始動



4月15日、市内のシニア世代の皆さんで組織する「やしお元気ネット」の設立総会が、やしお生涯学習館で開催されました。この会は、少子高齢社会を迎え、現役引退後の仲間づくりや地域デビューに向かって、これまで培ってきた経験・技能・趣味・情報などを地域社会に生かし、まちの活性化に役立てようと発足し、会員は現在80人を超えようとしているとのことです。

愛eye会“みんなの集い”スタート



視覚障害者自主交流の「愛eye会“みんなの集い”」が、4月23日、身体障害者福祉センター「やすらぎ」で、視覚障害者、ヘルパー、ボランティアの皆さん約40人が集まり、スタートしました。この会の代表の滝口さんは、会のスタートに当たり、「勉強会などを通して自ら行動し、お互いに交流や情報交換をして、支え合える地域を目指していきたい」と抱負を述べていました。

常に安全運転を心がけて



4月29日、やしお生涯学習館駐車場で、レディースバイクスクールが開催されました。参加した女性ライダーの皆さんは、止まる、曲がる、運転姿勢などの基本を体に覚えさせようと、講師の模範運転や指導に従い、安全運転と運転技術の向上を目指していました。